側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○法務省告示第十七号

埼玉県越谷市役所保存の次の原戸籍が滅失した。

平成二十五年一月十五日

法務大臣　谷垣　禎一

埼玉県越谷市越ヶ谷千六百三十二番地

清水馬次郎

○外務省告示第十号

平成二十四年十二月二十五日にアディスアベバで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億九千万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岸野博之在エチオピア大使

エチオピア側　アーメド・シデ財務・経済開発担当国務大臣

平成二十五年一月十五日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第百二十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第四号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第一号の規定により、平成二十四年十一月十四日に消滅したものとみなされる。

平成二十五年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第22061号

2　登録年月日　平成24年11月14日

3　農林水産植物の種類

Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.

4　登録品種の名称　PPDARG06023-2

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン

愛知県長久手市砂子607番地

1　登録番号　第22064号

2　登録年月日　平成24年11月14日

3　農林水産植物の種類

Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.

4　登録品種の名称　X06271-1 Primelo

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン

愛知県長久手市砂子607番地

○農林水産省告示第百二十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十四年五月十一日に消滅したものとみなされる。

平成二十五年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第19517号

2　登録年月日　平成22年5月10日

3　農林水産植物の種類

Catharanthus roseus (L.) G. Don

4　登録品種の名称　ハルビンラニ

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

株式会社ハルディン

千葉県印西市竹袋470―4

1　登録番号　第19518号

2　登録年月日　平成22年5月10日

3　農林水産植物の種類

Catharanthus roseus (L.) G. Don

4　登録品種の名称　ハルビンレイ

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

株式会社ハルディン

千葉県印西市竹袋470―4

○農林水産省告示第百二十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十四年五月二十五日に消滅したものとみなされる。

平成二十五年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第20784号

2　登録年月日　平成23年5月24日

3　農林水産植物の種類

Chrysanthemum x morifolium Ramat.

4　登録品種の名称　秀なぎさ

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

佐藤淳一

広島県福山市新市町大字金丸673番地

山手俊子

広島県福山市新市町大字金丸673番地

1　登録番号　第20785号

2　登録年月日　平成23年5月24日

3　農林水産植物の種類

Chrysanthemum x morifolium Ramat.

4　登録品種の名称　秀みこし

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

佐藤淳一

広島県福山市新市町大字金丸673番地

山手俊子

広島県福山市新市町大字金丸673番地

1　登録番号　第20786号

2　登録年月日　平成23年5月24日

3　農林水産植物の種類

Chrysanthemum x morifolium Ramat.

4　登録品種の名称　秀芳勝山

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

佐藤淳一

広島県福山市新市町大字金丸673番地

山手俊子

広島県福山市新市町大字金丸673番地

1　登録番号　第20787号

2　登録年月日　平成23年5月24日

3　農林水産植物の種類

Chrysanthemum x morifolium Ramat.

4　登録品種の名称　秀芳金杯

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

佐藤淳一

広島県福山市新市町大字金丸673番地

山手俊子

広島県福山市新市町大字金丸673番地

1　登録番号　第20803号

2　登録年月日　平成23年5月24日

3　農林水産植物の種類

Cymbidium Sw.

4　登録品種の名称　花吹雪

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

株式会社向山蘭園

山梨県甲州市塩山熊野274番地

○農林水産省告示第百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　秋田県横手市雄物川町二井山字笊ノ沢四七の一、湯沢市秋ノ宮字小滝ヶ沢一一、一三、一四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字笊ノ沢四七の一・字小滝ヶ沢一一・一四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）